

## カナダ向け日本産りんごの生果実に係る新たな輸出植物検疫条件（概要）

農林水産省とカナダ植物検疫当局で技術的協議を重ねた結果、登録生産園地における病害虫の発生調査、トレーサビリティの確保、再汚染防止等の措置を一連のものとして講じる新たな検疫条件（システムズアプローチ）での輸出が可能となった。

※これまでのカナダ向けの日本産りんごの検疫条件は、収穫までの袋かけ又は殺虫処理（臭化メチルくん蒸又は臭化メチルくん蒸及び低温処理）のみ。

## 1 検疫対象病害虫

	和名	学名
病菌	リンゴ灰星病菌	<i>Monilinia fructigena</i>
	リンゴモニリア病菌	<i>Monilinia mali</i>
	リンゴ灰星病菌の一種	<i>Monilinia polystroma</i>
害虫	リンゴコカクモンハマキ	<i>Adoxophyes orana</i>
	モモシンクイガ	<i>Carposina sasakii</i>
	モモノゴマダラノメイガ	<i>Conogethes punctiferalis</i>
	スモモヒメシンクイ	<i>Grapholita dimorpha</i>
	リンゴコシンクイ	<i>Grapholita inopinata</i>
	ナシヒメシンクイ	<i>Grapholita molesta</i>
	<i>Spilonota</i> 属※	<i>Spilonota</i> spp.
	キイロマイコガ	<i>Stathmopoda auriferella</i>
ダニ	オウトウハダニ	<i>Amphitetranychus viennensis</i>

※日本既発生でカナダ未発生 of *Spilonota* 属のうち、りんごに寄生するのはシロヒメシンクイ。

## 2 主な検疫条件（概要）

- ・生産園地の登録（検疫対象病害虫のすべてに対する発生予察を実施している県内に所在していること）
- ・登録生産園地での病害虫発生状況の調査（6月から収穫期まで、2週間に1回、実施者は植物防疫官又は検査補助員）
- ・植物防疫官による収穫前の登録生産園地の検査
- ・収穫時の異常果実の除去
- ・選果こん包施設の登録、選果指導員の配置
- ・各こん包への表示（トレーサビリティの確保）
- ・輸出検査